

令和7年度甲種防火管理新規講習（eラーニング型講習）実施案内

高山市消防本部

1 甲種防火管理新規講習について

本講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習です。この講習の全課程を修了すると、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を取得できます。

2 受講の要件

次の①及び②又は③の要件を満たしていること

- ① eラーニングを受講できる環境（下記「7 作動環境」参照）をお持ちの方
- ② 高山市消防本部管内の防火対象物（事業所等）で防火管理者に選任される方
- ③ 岐阜県内に在住又は勤務の方で、実技教習を受講できる方

3 eラーニングによる講習の概要

申込み後、お手持ちのデバイス（パソコン、タブレット、スマートフォン等）で、受講期間内に「eラーニング（9時間）」をすべて受講してください。受講されましたら、指定された開催日に高山市役所清見支所 3階 大会議室にお越しいただき、「効果測定」を受け「実技講習」を受講してください。「効果測定」に合格された方に修了証を交付します。

4 受講期間及び申込受付期間等

区 分	eラーニング受講期間	実技講習・効果測定日	申込み受付期間	定員
第1回	令和7年7月10日(木) ～ 7月23日(水) (9時間)	令和7年7月25日(金) ・午前の部 10:20～11:30 ・午後の部 13:20～14:30 (1時間程度)	令和7年4月14日(月) 8:30 から 令和7年5月14日(水) 17:00 まで	70名

※申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第、受付を締め切ります。事前予約はできません。申込は専用フォームからの申請のみでの受付となりますのでご注意ください。

5 実技講習・効果測定会場

高山市役所清見支所 3階大会議室（高山市清見町三日町 305 番地）

※講習会場での駐車については、会場の係員の指示に従って駐車してください。

6 申込方法

PC の場合は、高山市ホームページにある「[くらしの情報](#)」－「[消防](#)」－「[令和7年度甲種防火管理講習新規講習（オンライン）](#)」から申込みをしてください。

PC 画面	スマートフォン	申込みフォーム
		

スマートフォンの場合は、高山市ホームページ「[くらしの情報](#)」－「[防災・防犯・消防](#)」－「[消防](#)」－「[火災予防（試験・講習）](#)」－「[令和7年度甲種防火管理講習のご案内](#)」から申込みいただくか、スマートフォン又はタブレット等のモバイル端末でQRコードを読み取っていただくか、下記申込みフォームのURLから申込みフォームにアクセスしていただき必要事項を入力し申込みください。

申込みフォーム URL : <https://logoform.jp/form/kHVi/958290>

※申込後に送信される申込完了返信メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性があります。この場合は、高山市消防本部予防課（電話 0577-32-3027）までお問合せください。

7 動作環境

eラーニングは、PC、タブレット及びスマートフォンで受講していただきますが、動作環境(Windows10以降、Mac OS10.13以降、Android 6.0以降、iOS 11以降)が必要です。また、スマートフォンの機種等によっては、動作しない場合があります。

推奨する環境については下記のページ内の「クラウド型 受講側（推奨環境）」の欄をご確認ください。
<https://platon.logosware.com/products/requirements/>

また、約15GBの packets 通信量（受講者負担）が発生します。LAN 環境や Wi-Fi 環境等での受講をお勧めします。

8 テキスト代

東京法令出版「防火管理講習テキスト」 **5,100 円**（消費税込み、送料・振込手数料不要）

講習テキストは、申込時に入力した住所に出版社から直接郵送されます。テキストがお手元に届きましたら同封の振込用紙にて支払いをお願いします。

9 その他（注意事項等）

- (1) ご本人以外が eラーニングを実施した場合は、いかなる場合でも修了証は発行できません。
- (2) 本人確認のため、eラーニング受講中、申込時に記入した連絡先へ連絡する場合があります。
- (3) 実技講習及び効果測定の受付時に本人確認をします。
- (4) 当消防本部管内において、気象警報等の発令や自然災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、その他大規模な災害が発生した場合には、やむを得ず講習を中止または延期することがあります。その際は事前にご連絡いたします。
- (5) 申し込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を下記「お問い合わせ先」まで連絡してください。実技・効果測定についても同様に連絡してください。
- (6) 下記に該当する方で一定の条件を満たしている場合は、防火管理者としての資格がある者として認められますので、申込みの前に確認してください。

＜次のような資格や職務経験等を有している方＞

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国・都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員、消防団員（班長を3年以上の経歴者）、警察官又はこれに準ずる警察職員、建築主事又は一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者、防火対象物点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている方。

お問い合わせ先 高山市消防本部予防課 (0577) 32-3027
